

独立行政法人北方領土問題対策協会の業務組織の見直しについて

平成 18 年 7 月 24 日

北方対策本部

1. 業務の廃止・縮小・重点化

戦後 60 年を経た今もなお北方四島はロシア連邦の不法占拠の下にあり、返還が実現するまでは、北対協の組織及び事業は維持・継続する必要がある。

しかしながら、社会経済情勢の変化等から重要性が低下したものがないか、国からの財政支出を抑制する観点から縮小・廃止できる事業がないか等について検討する。

2. 経費の縮減、業務運営の効率化

協会の組織、経理、財務のあり方を見直して、その整理・整序を図り、柔軟で効率的な運営を可能とする基盤を整備する。

その上で、東京及び札幌に所在する各事務所の業務において総務、経理等を一括して行うこと等により、定員 2 名の削減を行う。

また、その他の一般管理費の縮減についても、業務に支障のないよう配慮しつつ、その可能性を検討する。

その他、一般競争入札を徹底すること等により、経費の縮減、業務運営の効率化を推進することとする。

3. 自己収入の増加

北対協の業務においては、法人の収入を増加させることよりも北方領土問題に関する理解をより多くの国民に広めることが優先されるために啓発施設の利用、研修会への参加等に対して国民に負担を求めることは適当ではないと考えられる。

4. 情報提供（ディスクロージャー）の充実

独立行政法人としての透明性を高めるという観点から、適宜、より詳細な財務情報の作成、公表を推進することとする。

5. 融資等業務その他

北対協の融資業務は元島民等に国庫から交付された基金を原資として法律に基づき実施されているものであり、融資業務開始の経緯等に鑑みて、北方領土問題解決の時までは北対協にて実施が継続される必要がある。

ただし、融資業務の一層の効率化を図る観点から、貸付メニューや貸付条件の見直し、リスク管理債権の管理目標の設定等を検討する。

なお、その他の業務（施設の設置運営、助成、調査研究開発等）については、小規模であり、見直し方針に則して見ても特段問題はないと思われるところである。